

日証協（企）2022 第 2 号
2022 年 4 月 1 日

会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 森 田 敏 夫

海外における国民 ID の利活用に関する調査の結果について

本協会では、証券業界全体で顧客のマイナンバーの取得が進んでいる中で、今後、マイナンバーの利活用の検討に資するため、2021 年 10 月、株式会社野村総合研究所に、海外における国民 ID の利活用をテーマとした調査研究の委託を行ったところでございます。今般、当該調査の結果が、別紙のとおり取りまとめられましたので、御通知申し上げます。

本協会では、今後、本報告書を踏まえ、引き続きマイナンバーの利活用に向け、具体的な検討や関係機関との連携を進めて参ります。

以 上

○ 本通知に関するお問合せ先：企画部（TEL：03-6665-6760）

諸外国における国民ID制度に関する調査

株式会社野村総合研究所

2022年3月31日（木）



本日のご報告内容

1 調査の全体像

2 各国の国民ID制度概要

3 日本への示唆

1 調査の全体像

本調査の全体像

- 日本におけるマイナンバーと同様の制度について、その全体像・証券業における利用・民間での利用について調査。
- 海外事例として整理するとともに、これら事例を踏まえた示唆を抽出。

調査の全体像

マイナンバーに類する制度(=国民ID制度)の全体像

- 法律・制度名、施行年、所轄官庁等
- 制度の目的（行政効率化、情報の一元管理、国民の利便向上等）
- 主な利用範囲、利用に関する規制 等

証券業における国民IDの利用

- 金融分野の法規制、各業態における業務範囲等、リテール証券業務の特徴
- 証券業における国民IDの利用状況
- 証券業における国民IDの利用目的、利用方法 等

民間分野における国民IDの利用

- 民間部門における国民IDの利用状況 等

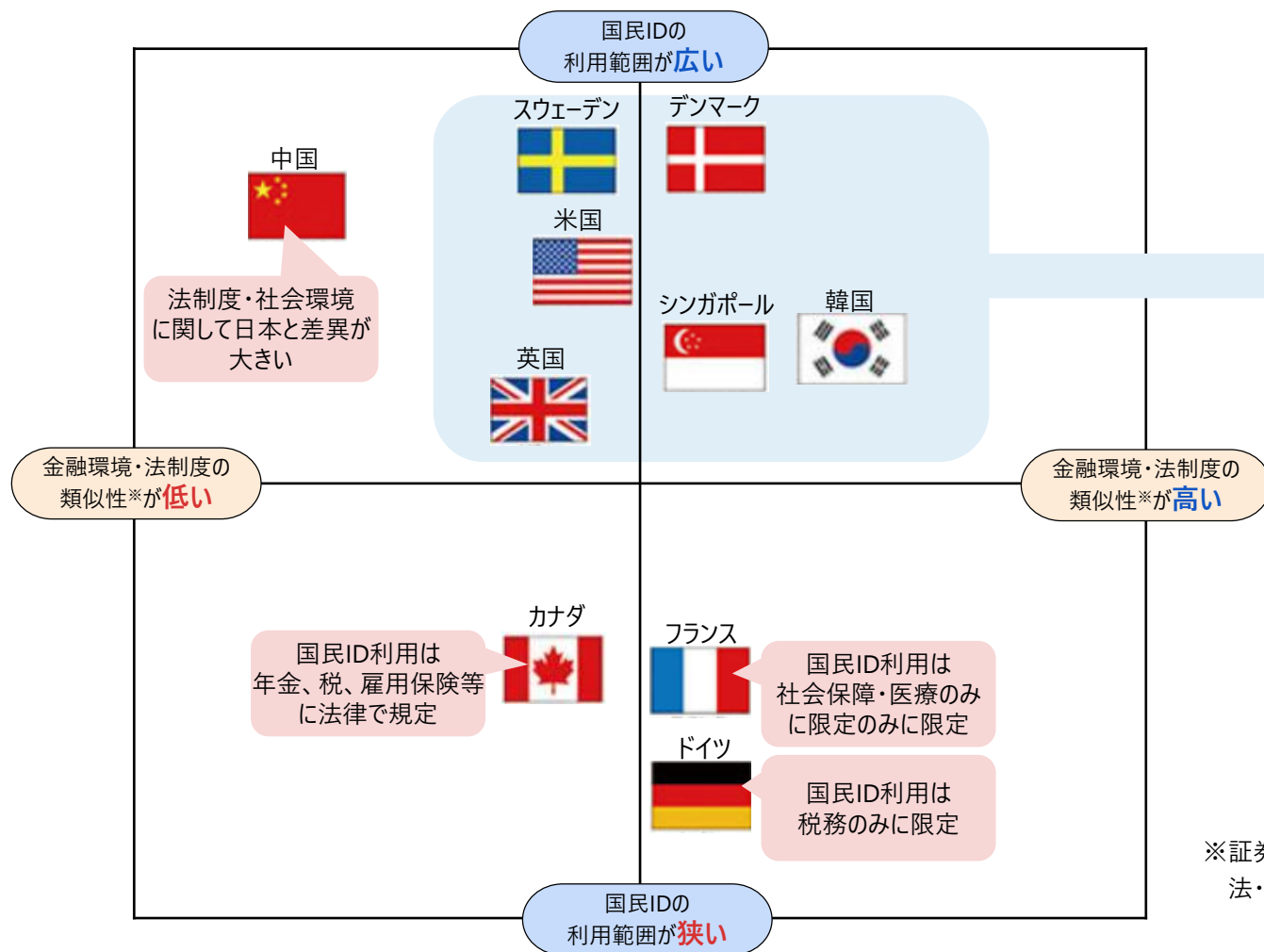
文献調査（公開情報）および
関係者へのインタビュー調査により、

- 海外における国民IDの利用状況を整理
- 調査結果を踏まえた日本への示唆を抽出

本調査の調査対象国

- 欧州・北米・アジアの主要国の中から、国民IDの利用範囲の広さと、金融環境・法制度※の日本との類似性について簡易評価を行い、本調査の対象6カ国を抽出。

調査候補国の全体像



本調査における対象国(6カ国)

欧州	① 英国
	② スウェーデン
	③ デンマーク
北米	④ 米国
アジア	⑤ シンガポール
	⑥ 韓国

※証券会社の位置付けの他、金融サービスの先進性や法・経済体制の差異等を総合的に判断。

2 各国の国民ID制度概要

① 英国

【英国】国民ID制度の概要

- 統一的なIDで個人情報管理されることへの国民の懸念から、各政策領域で異なったIDを使用。
- なかでも、国民保険番号が最も広く一般に利用されるIDであり、本調査の対象とした。

英国で利用される主なID

本調査の対象			
	国民保険番号 (National Insurance Number, NINO)	国民医療制度番号 (National Health Service Number, NHS)	税務参照番号 (Unique Taxpayer Reference Number, UTR)
目的	源泉徴収による <u>国民保険料の納付、給付金の請求</u> 等の正確な記録	医療分野における、個人の正確な識別及び <u>診療・処方に関する記録の管理</u>	<u>納税</u> 者に関する情報の管理
付番対象者	英国に生まれ居住する人、英国で就労する外国人に対して付番 ※16歳の誕生日前に児童参照番号(CRN)を国民保険番号へ割り当て	NHSサービス対象者全員（英国居住者、6ヵ月以上英国に滞在する外国人）	所得税が源泉徴収されず、納税申告（Self-Assessment Return）が必要な納税者（法人、個人）
番号構成	9桁の英数字 AB 12 34 56 A	10桁の数字 123 456 7890	10桁の数字 123 456 7890

【英国】国民保険番号の利用分野

- 社会保険分野での利用から始まり、所得税の源泉徴収（保険料との一括徴収）など税務分野へ拡大。
- 社会保険で管理している情報を活用した選挙人登録、さらには政府系組織が提供する学生ローン返済においても利用。

利用分野	利用用途	
行政	社会保障	源泉徴収による<u>国民保険料の納付状況、給付金の請求等に関する記録管理</u>におけるIDとして利用。
	税務	上記、国民保険料と併せて<u>所得税を源泉徴収により一括徴収</u>する場合、税務分野における管理IDとして利用。
	選挙	選挙人登録時において、<u>歳入関税庁および労働年金省が保有する国民データとの照合による対象者の居住地確認</u>のために利用。
準公共 民間	教育（ローン）	- 非営利の政府系組織であるStudent Loans Company（SLC）が提供する学生ローン申請時に、国民保険番号を取得。 <u>学生ローン返済を国民保険料と一括で源泉徴収</u>（返済額は、所得により変動）。その際の紐付けに国民保険番号を利用。

【英国】証券業における国民保険番号の利用

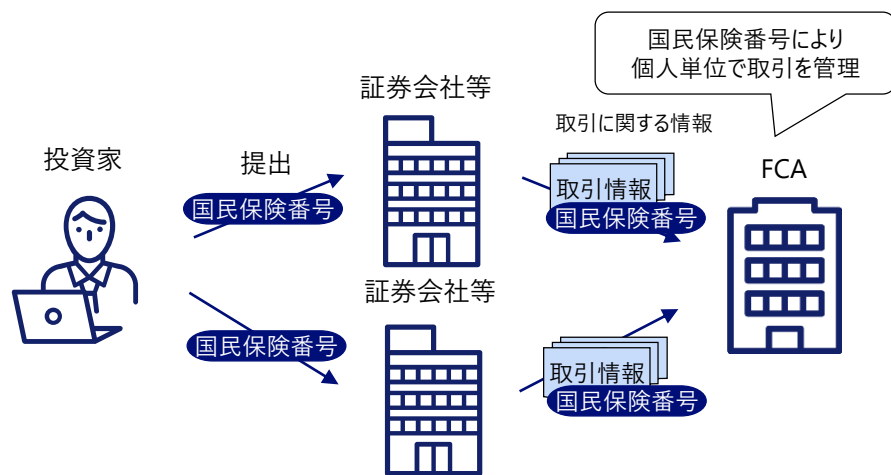
- 証券業においては、MiFID2に対応した当局への取引報告で国民保険番号を利用。
- また、国民保険番号を利用した名寄せにより、金融機関を跨ったISA口座の限度額管理等の監査を実施。

証券業における利用事例

① 規制対応（FCAへの取引報告）

- 2018年1月施行の第2次金融商品市場指令(MiFID2)により、金融機関はすべての金融商品取引の金融行為監視機構(FCA)への報告が義務化。
- FCAは、複数金融機関での取引を国民保険番号で紐づけ、個人単位で取引を管理。

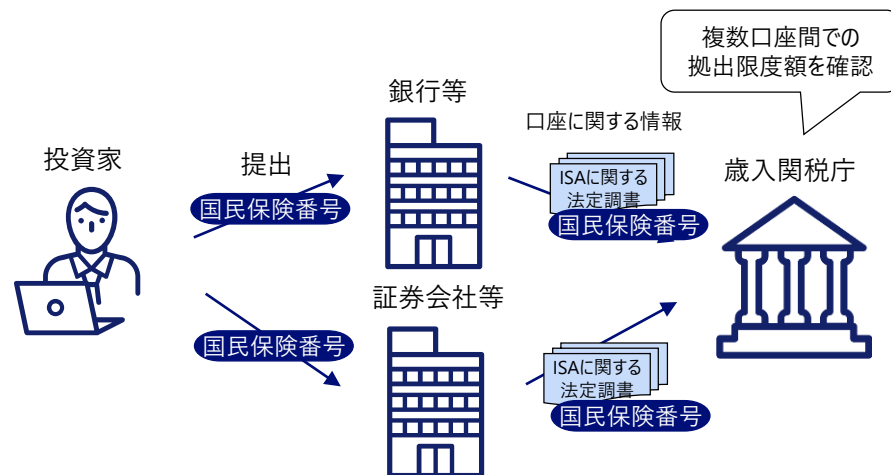
利用イメージ



② ISA口座における利用【ご参考】

- 金融機関は、ISA口座の開設手続き時に、顧客から国民保険番号を取得、歳入関税庁(HMRC)への報告書類に記載。
- HRMCは、国民保険番号を利用して、ISA運営者(金融機関)がルールに則った運営をしているかを監査。
※年間上限額の確認など

利用イメージ



② スウェーデン

【スウェーデン】国民ID制度の概要

- スウェーデンでは、住民登録・管理を目的に1947年に導入された個人識別番号（PIN）が、国民IDとして利用されている。
- 個人識別番号は、住民情報のDBである「住民登録簿」において、氏名・住所の他、家族関係の情報等と紐付けて管理されている。

スウェーデンで利用される主なID



個人識別番号と紐付けられた主な情報

国税庁が保有する“住民登録簿”で管理



【スウェーデン】個人識別番号の利用分野

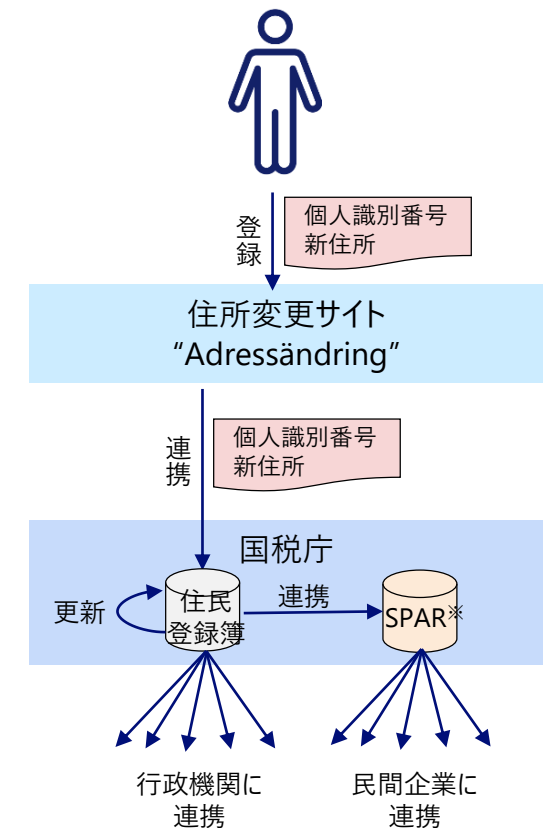
- 税務・社会保険分野で、個人識別番号により所得・給付等の情報を連携、「記入済申告書」を作成。
- 住所変更手続きの情報は、一括して行政機関にも連携。さらに、「SPAR」と呼ばれる個人情報の連携システムにより、民間企業にも住所情報等を提供。

利用分野

利用用途

行政	税務	- 国民の<u>所得情報</u>（給与、金融所得等）、<u>社会保険関連情報</u>等を紐付けるIDとして利用。 - 税額や還付額などを国税庁側で計算（<u>記入済み申告書方式</u>）。
	社会保障	社会保険給付に関する源泉徴収情報等を、個人識別番号を用いて<u>国税庁へ連携</u>。
準公共 民間	医療	- 個人識別番号により、患者の<u>医療記録</u>を管理。 - 個人識別番号によって医療記録を名寄せ・集約、<u>疾病ごとのデータベース</u>を整備し研究目的で活用。
	本人情報取得	民間企業からの申請に応じ、<u>住民登録簿の情報</u>（住所等の必要な情報）を電子的に提供。

【参考】住所変更手続きと行政／民間連携



※Swedish Personal Address Resister

【スウェーデン】証券業における個人識別番号の利用

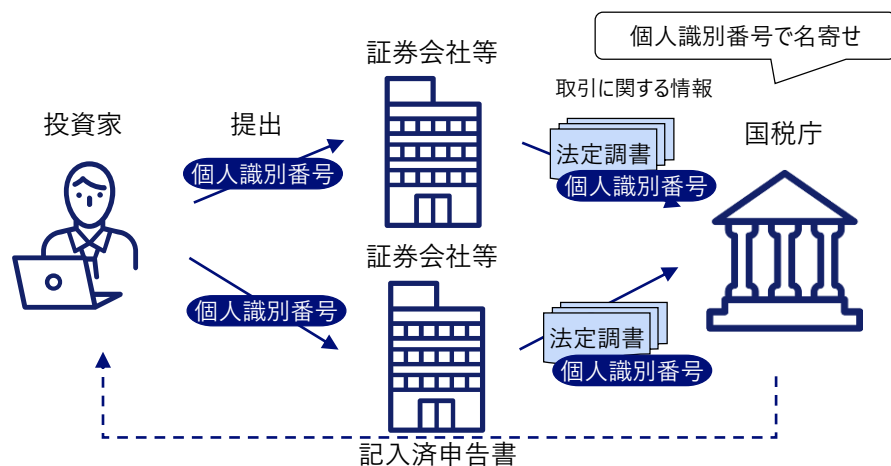
- 証券会社等が国税庁に提出する法定調書に、個人識別番号を記載して提出。
- 個人識別番号を利用して国税庁の「SPAR」に照会することで、顧客の最新の住所情報取得が可能。

証券業における利用事例

① 税務申告

- 証券会社等は、**口座開設時に顧客から個人識別番号を取得、国税庁へ提出する法定調書に記載。**
- 国税庁は、上記を含めた個人の所得・給付等の情報を個人識別番号で名寄せし納税額等を算出、記入済申告書として国民に提示。

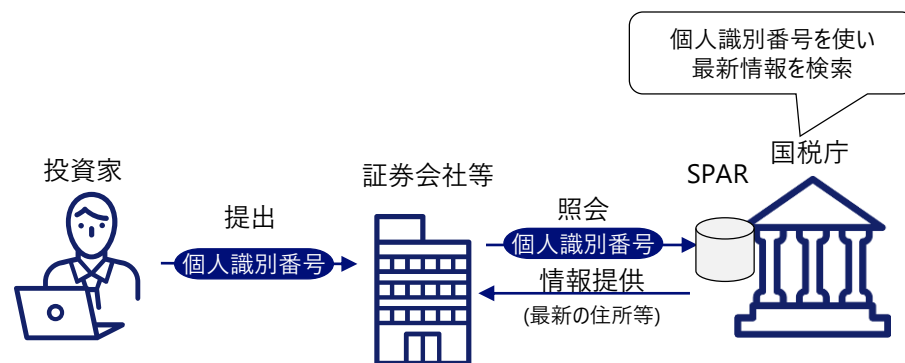
利用イメージ



② 最新の住所情報の取得

- 証券会社等は、顧客から取得した個人識別番号を使い、**国税庁の「SPAR」を通じ、顧客の最新の住所情報を取得可能**（口座開設時に本人に通知）。
- 上記により、顧客の情報を最新化。

利用イメージ



※上記以外に、英国と同様、MiFID2に対応した当局への取引報告で個人識別番号を利用。

③ デンマーク

【デンマーク】国民ID制度の概要

- デンマークでは、国民の情報管理・徴税効率化を目的に1968年に導入された市民登録番号（CPR番号）が、国民IDとして利用されている。
- 市民登録番号は、住民情報のDBである「住民登録簿」において、氏名・住所の他、家族関係の情報等と紐付けて管理されている。

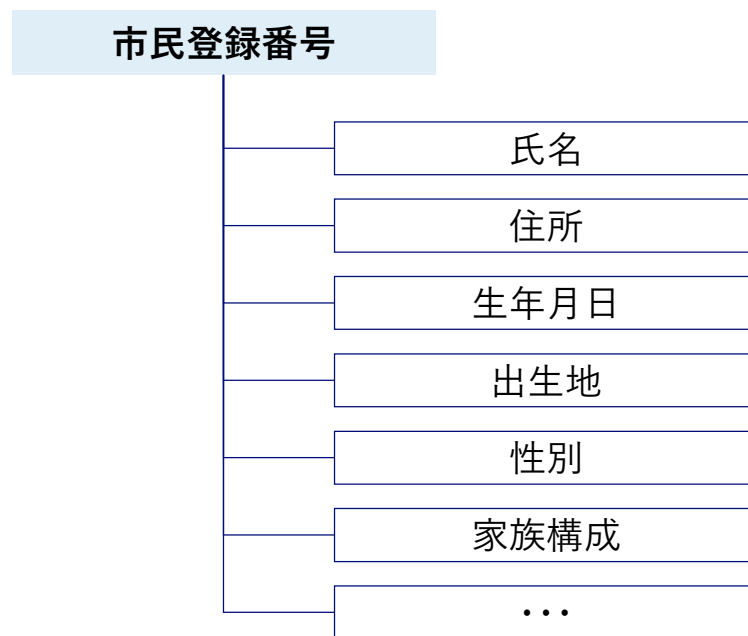
デンマークで利用される主なID



※Central Persons Registration

市民登録番号と紐付けられた主な情報

内務省・個人番号中央管理局が保有する“住民登録簿”で管理



【デンマーク】市民登録番号の利用分野

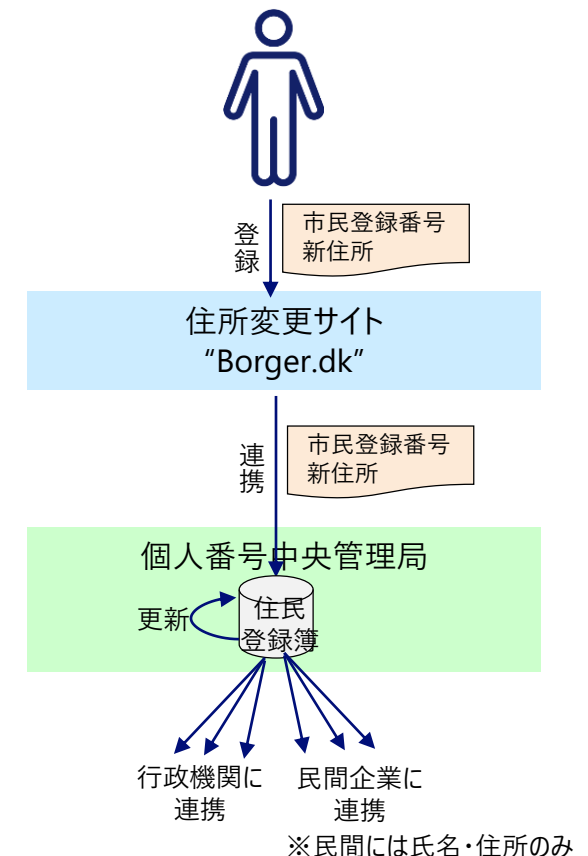
- 税務・社会保険分野で、市民登録番号により所得・給付等の情報を連携、「記入済申告書」を作成。
- 住所変更手続きの情報は、一括して行政機関にも連携。さらに、「Borger.dk」と呼ばれる個人情報の連携システムにより、民間企業にも住所情報等を提供。

利用分野

利用用途

行政	税務	- 納税額計算に必要な情報（給与・年金・寄付金等）を紐付けるIDとして利用。 - 税額や還付額などを国税庁側で計算（<u>記入済み申告書方式</u>）。
	社会保険	<u>健康保険の被保険者番号</u>として利用。（健康保険カードに市民登録番号を記載）
準公共 民間	医療	- 市民登録番号により、患者の<u>医療記録</u>を管理。 - 国民は、医療機関受診時に市民登録番号を提示、それをもとに医師が患者の医療記録を確認。
	教育	入学状況、修了した教育レベル、試験に関する情報等、<u>個人の教育関連情報</u>を市民登録番号と紐付けて管理。
	本人情報 取得	民間企業からの申請に応じ、<u>住民登録簿の情報</u>（住所等の必要な情報）を電子的に提供。

【参考】住所変更手続きと行政／民間連携



【デンマーク】証券業における市民登録番号の利用

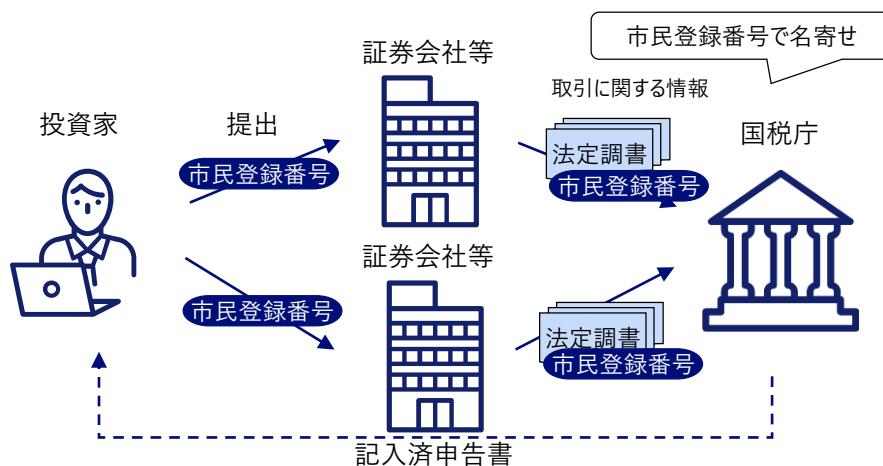
- 証券会社等が国税庁に提出する法定調書に、市民登録番号を記載して提出。
- 市民登録番号を利用して内務省・個人番号中央管理局に照会することで、顧客の最新の住所情報取得が可能。

証券業における利用事例

① 税務申告

- 証券会社等は、**口座開設時に顧客から市民登録番号を取得、国税庁へ提出する法定調書に記載。**
- 国税庁は、上記を含めた個人の所得・給付等の情報を市民登録番号で名寄せし納税額等を算出、記入済申告書として国民に提示。

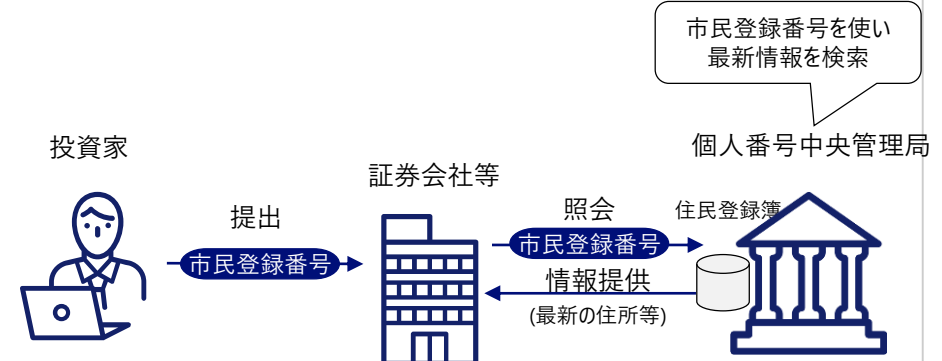
利用イメージ



② 最新の住所情報の取得

- 証券会社等は、顧客から取得した市民登録番号を使い、内務省・個人番号中央管理局の**住民登録簿を通じ、顧客の最新の住所情報を取得可能**（口座開設時に本人に通知）。
- 上記により、顧客の情報を最新化。

利用イメージ



※上記以外に、英国と同様、MiFID2に対応した当局への取引報告で市民登録番号を利用。

④ 米国

【米国】国民ID制度の概要

- 米国では、社会保障番号（SSN）が、事実上の国民IDとして使用されている。
- 個人納税者番号は、社会保障番号を取得できない人が納税する際の番号として利用されている。

米国で利用される主なID

本調査の対象		
	社会保障番号 (Social Security Number, SSN)	個人納税者番号 (Individual Tax identification Number ,ITIN)
目的	労働者個人の生涯所得の把握、 <u>年金等社会保障の給付管理</u>	所得税の徴収などの <u>税務管理</u>
付番 対象者	発行の申請者 申請可能なのは、米国国民、永住権所有者および 国土安全省から就労許可を得た一時的な居住者	納税義務はあるが、 社会保障番号を取得できない人
番号 構成	9桁の数字 123-45-6789	9桁の数字 123-45-6789

【米国】社会保障番号の利用分野

- 社会保障分野での利用から始まり、税務分野での管理（社会保障関連の税と一括徴収）へ拡大。
- 生命保険のリスク評価や、ローン・公共サービス利用時の信用調査など、民間分野において幅広く利用。

利用分野	利用用途	
行政	社会保障	社会保障庁が、<u>社会保障制度の納付・給付の記録</u>におけるIDとして利用。
	税務	- 内国歳入庁が、<u>税務分野の管理</u>のIDとして利用。 - 社会保障の財源となる社会保険税・医療保険税を、所得税と一括して源泉徴収し、内国歳入庁に納付。社会保障庁との間で、社会保障番号を利用して照合・確認。
準公共 民間	保険	- 医療情報局が保管する、<u>保険申請書の記録の名寄せ</u>に利用。 - 保険会社は、社会保障番号を利用して医療情報局のDBにアクセスし、生命保険や医療保険等の引き受け時に、申込者のリスクや適格性を評価。
	提供情報の 真正性確認	- 提出情報が<u>申込者本人の正しい情報であることの確認</u>のために利用。 - 住宅ローン・クレジットカードの申込み、口座開設、採用時等に、氏名・住所・社会保障番号・生年月日を取得、社会保険庁が運用するサービス「CSBV」に照会し、社会保険庁が保有するDBの情報と一致するかを確認。
	信用調査	- クレジットビューロー（信用調査会社）における、<u>個人の信用情報DB</u>におけるIDとして利用。 - 住宅ローン、不動産の賃貸、電気・ガス・水道等の契約時に社会保障番号を取得、クレジットビューローに照会しクレジットスコア等を確認。

【米国】証券業における社会保障番号の利用

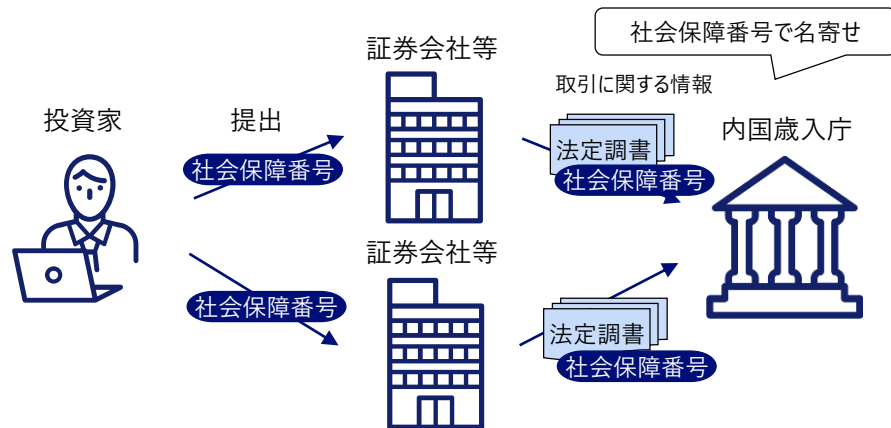
- 証券会社等が内国歳入庁に提出する法定調書に、社会保障番号を記載して提出。
- また、社会保障番号を含む顧客情報を活用し、専門ベンダーが提供する制裁者リスト等のDBへの照合を実施。

証券業における利用事例

① 税務申告

- 証券会社等は、口座開設時に顧客から**社会保障番号を取得、内国歳入庁へ提出する法定調書に記載。**
- 内国歳入庁は、上記を含めた個人の所得・給付等の情報を**社会保障番号で名寄せ。**

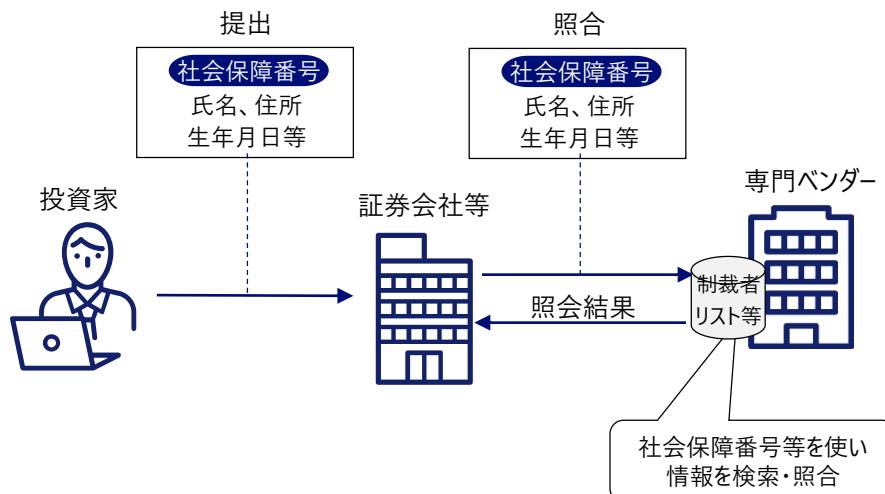
利用イメージ



② AML/CFT

- 証券会社等は、口座開設時に**社会保障番号を含む顧客情報を取得。**
- 上記情報を、専門ベンダーが提供する制裁者リスト等のDBで照合。
※社会保障番号だけでなく氏名・住所等の情報も活用。

利用イメージ



⑤ シンガポール

【シンガポール】国民ID制度の概要

- シンガポールでは、NRIC番号が国民IDとして利用されている。
- 入国管理局（ICA）が管理する中央ID登録情報管理システム（Central Identification and Registration Information System, CIRIS）において維持管理される。

シンガポールで利用される主なID

本調査の対象		
	NRIC番号	外国人識別番号
目的	住民の特定（不法移民への対処等）、 <u>行政サービスの効率化</u> ・国民の利便性向上	外国人居住者の情報管理、 行政サービスの効率化・国民の利便性向上
付番対象者	・ 15歳以上のシンガポール人および永住権者 ※15 歳到達時に出生証明書番号をNRIC番号へ割り当て	・ 外国人居住者
番号構成	9桁英数字 A 99 12345 B	9桁英数字 A 99 12345 B

※National Registration Identification Card

【シンガポール】NRIC番号の利用分野

- 税務分野で、NRIC番号により所得情報を連携、国税庁での税額、還付額計算に利用。
- また、シンガポールの社会保障制度の一部である中央積立基金（CPF）におけるIDとして利用。

利用分野	利用用途
行政	税務
	社会保障
準公共 民間	医療

- 納税額計算に必要な給与所得等の情報を紐付けるIDとして利用。
- 雇用主は、内国歳入庁への所得情報の報告システムを用いて、情報を連携することが可能であり、報告に基づき税額や還付額などを国税庁側で計算。
- 医療・年金等に関する制度である中央積立基金（CPF）における管理IDとして利用。
- 国民は、医療費の支払いにCPFを利用する際、NRIC番号を医療機関に提示。それをもとに医療機関は必要な事務処理を経て医療費が医療口座から引き落とされる仕組み。
- NRIC番号により、患者の医療記録を管理。
- 国民は、医療機関受診時にNRIC番号を提示、それをもとに医師が患者の医療記録を確認。

【シンガポール】証券業におけるNRIC番号の利用

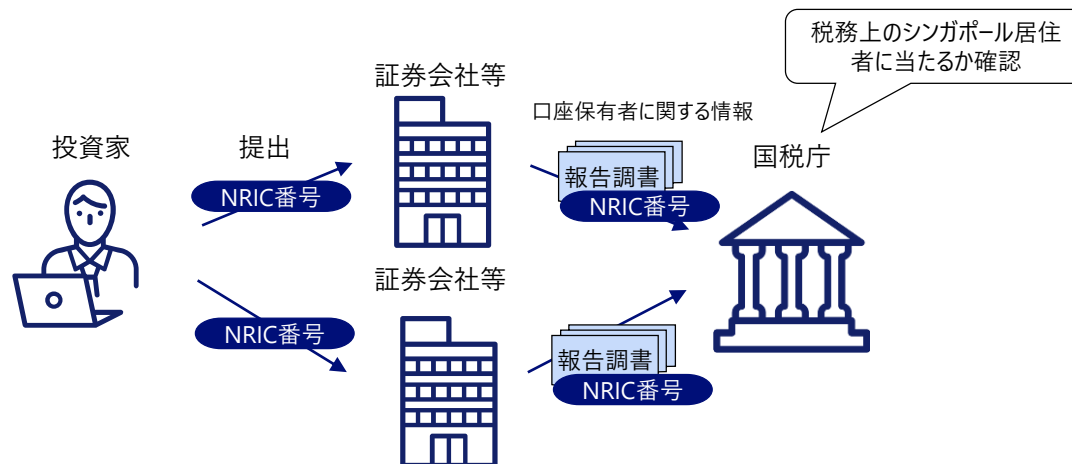
- 証券会社等が国税庁に提出する調書に、NRIC番号を記載して提出。
- 国税庁は、NRIC番号から口座保有者の情報（税務上のシンガポール居住者に当たるかなど）を確認する。

証券業における利用事例

① 国税庁への報告調書

- 共通報告基準（Common Reporting Standard, CRS）の下、証券会社等は、国税庁に対してNRIC番号等の納税者番号を含む口座保有者の情報を記載した報告調書の提出が求められる。
- 国税庁は、**納税者番号から口座保有者の情報（税務上のシンガポール居住者に当たるかなど）を確認**。
- シンガポールの非居住者である場合は、CRSに基づき内国歳入庁により口座保有者の納税者番号を含む情報が他国の国税庁と情報交換される。

利用イメージ



⑥ 韓国

【韓国】国民ID制度の概要

- 韓国では、住民登録番号（RRN）が国民IDとして利用されている。
- 外国人登録番号は、住民登録番号の付番対象とならない人に対する番号として利用されている。

韓国で利用される主なID

本調査の対象		
	住民登録番号 (Resident Registration Number、RRN)	外国人登録番号
目的	住民の利便性の向上および 行政事務の適正化	住民の利便性の向上および 行政事務の適正化
付番 対象者	全国民 (韓国籍を保有する者のみ取得可能)	住民登録番号の付番対象とならない (韓国籍を保有しない) 長期滞在者や 外国からの永住者
番号 構成	13桁の数字 123456-7890000	13桁の数字 123456-7890000

【韓国】住民登録番号の利用分野

- 税務・社会保険分野で、住民登録番号により所得・給付等の情報を管理。
- 現金領収制度の下、国民の現金取引に関しても住民登録番号と紐づけて国税庁で管理。

利用分野	利用用途	
行政	税務	・ 納税額計算に必要な情報（給与・年金・寄付金等）を紐付けるIDとして利用。 ・ <u>税額や還付額などを国税庁側で計算</u>（簡易年末精算サービス）。
	社会保障	・ 源泉徴収による保険料の納付状況、給付金の資格管理等に関する記録管理におけるIDとして利用。
	現金取引報告	・ 国税庁による国民の現金取引管理におけるIDとして利用。 ・ 現金での買い物時に住民登録番号を加盟店へ伝えることで現金領収書を発行され、税控除を受けることできる。<u>加盟店は、住民登録番号共に現金の取引広くを国税庁へ連携する。</u>
準公共 民間	医療	・ 住民登録番号により、患者の<u>医療記録や健康保険の加入状況等</u>を管理。 ・ 国民は、医療機関受診時に住民登録番号を提示。それをもとに医師が患者の医療記録を確認する。

【韓国】証券業における住民登録番号の利用

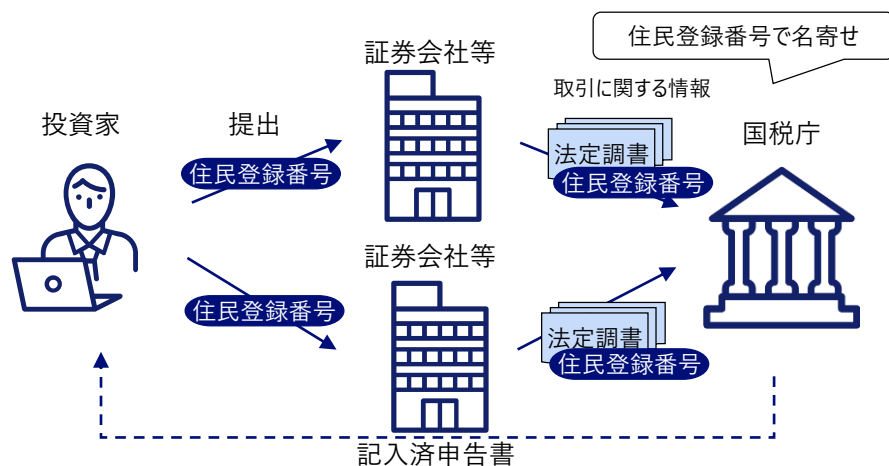
- 証券会社等が国税庁に提出する法定調書に、住民登録番号を記載して提出。
- 証券会社等が韓国金融情報機関に提出する届出書に、住民登録番号を記載して提出。

証券業における利用事例

① 税務申告

- 証券会社等は、**口座開設時に顧客から住民登録番号を取得、国税庁へ提出する法定調書に記載。**
- 国税庁は、上記を含めた個人の所得・給付等の情報を住民登録番号で名寄せし納税額等を算出、記入済申告書として国民に提示。

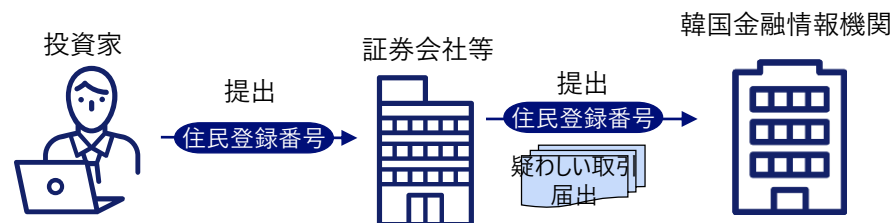
利用イメージ



② 疑わしい取引の届け出

- 証券会社等は、韓国のAML/CFT監督機関である韓国金融情報機関（KoFIU）へ疑わしい取引の届出（STR）が求められる。
- **届出書には、取引者、口座に関する情報、受取人等の情報に加えて住民登録番号の記載が必要。**

利用イメージ



3 日本への示唆

各国における国民IDの利用状況

- 税・社会保障分野での利用は、各国共通である。
- 準公共（医療・ヘルスケア、教育等）・民間分野での利用を積極的に行っているスウェーデン・デンマークでは、医療や金融機関等による本人情報取得での利用も見られる。

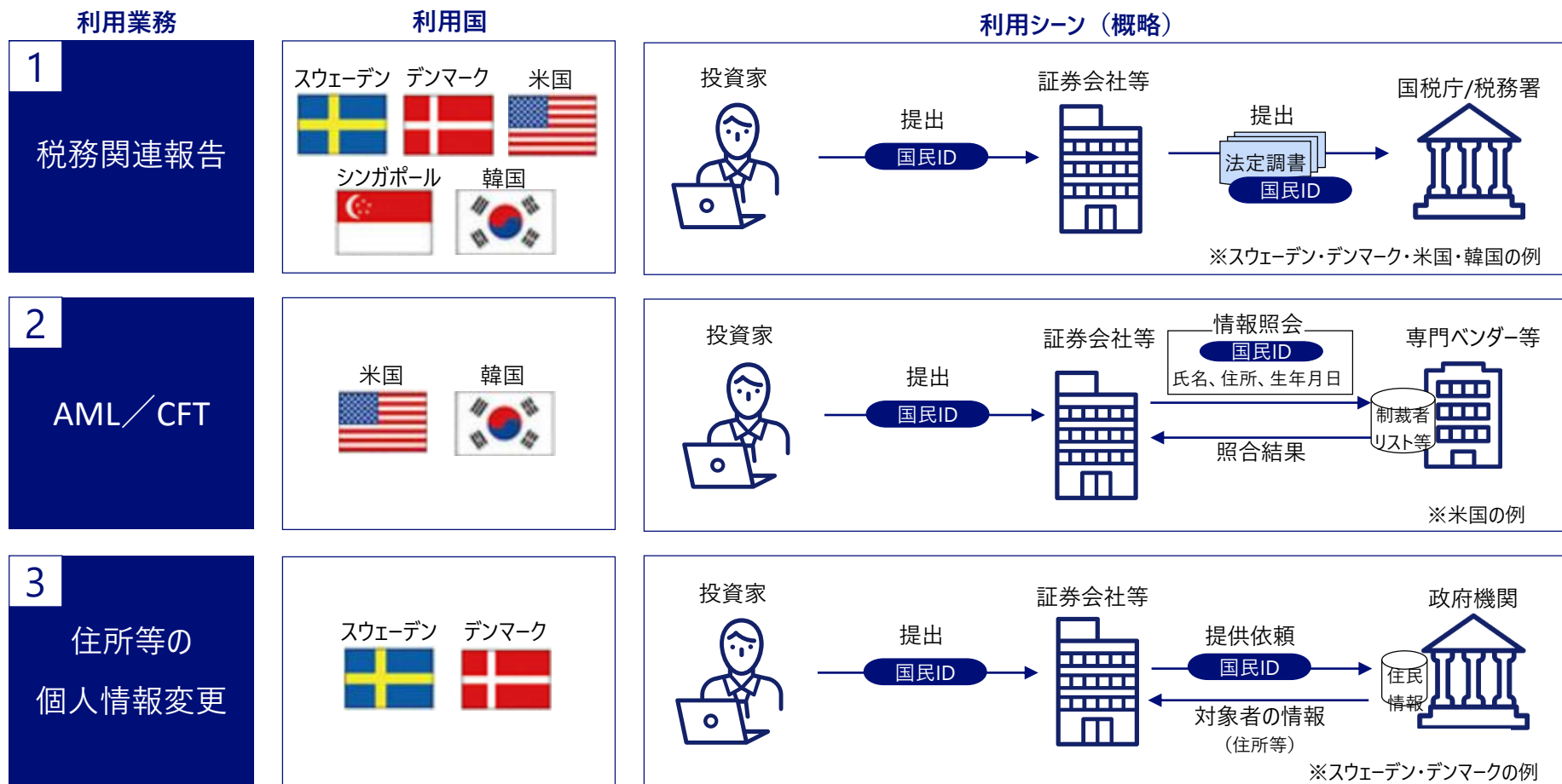
各国の国民IDの主な利用状況

	英国	スウェーデン	デンマーク	米国	シンガポール	韓国	日本
国民ID名	国民保険番号 (NINO)	個人識別番号 (PIN)	市民登録番号 (CPR番号)	社会保障番号 (SSN)	NRIC番号	住民登録番号 (RRN)	マイナンバー
付番対象者	国民保険の 対象者	全国民 ※12か月以上の 滞在者含む	全国民 ※3か月以上の 滞在者含む	発行申請者 ※米国人、永住権 所有者、就労許 可を得た一時的 居住者等	全国民 ※永住者含む	全国民	全国民 ※住民票のある 中長期在留者、 特別永住者等 を含む
行政手続き における 主な利用	税 社会保障 選挙	税 社会保障	税 社会保障 選挙	税 社会保障	税 社会保障	税 社会保障	税 社会保障 災害
準公共／民間 における 主な利用	教育(ローン)	医療 本人情報取得	医療 教育 本人情報取得	医療 提供情報の 真正性確認 信用調査	医療	医療	

各国の国民IDの証券業務での利用

- 証券業務においては、税務関連報告での利用が最も多い。
- その他、AML／CFTでの利用および住所等の個人情報変更で国民IDが利用されているケースがある。

各国の証券業務における国民IDの利用



日本への示唆

- 税務関連報告におけるマイナンバーの利用は、本調査の対象国と同様であり共通の利用方法と言える。
- AML／CFTおよび住所等の個人情報変更に係るマイナンバーの利用については、国民の理解を前提とした法改正に加え、国民の理解や仕組み・制度設計の検討・議論が必要となる。

諸外国の証券業務における国民ID利用状況を踏まえた日本への示唆

利用業務	日本における現状／課題
1 税務関連報告	・ マイナンバー制度のもと、既に利用。 (付番対象となる法定調書については、毎年度の税制改正等により変更の可能性あり)
2 AML／CFT	・ 現状のマイナンバーの利用範囲外となるため、<u>法改正</u>等が必要。 ・ 上記にあたっては、これまでのマイナンバーの議論を踏まえ、<u>国民／投資家の理解</u>が求められる。 (米国・韓国では、歴史的に国民IDを民間で広く活用)
3 住所等の 個人情報変更	・ 実現にあたっての<u>仕組みの構築</u>方法、<u>利用範囲</u>等の検討・議論や、<u>法改正</u>等が必要。 ※預貯金口座における、預金保険機構による最新情報の提供や、 マイナンバーカード(公的個人認証)を活用した、本人同意に基づく基本 4 情報の提供等が、今後実現予定。



本資料は、作成日時点において弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。